

## 発議第 3 号

### 斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：議会事務局】

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号）が公布されたこと並びに奈良県広域水道企業団が設立されたこと等に伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。

#### 1. 主な改正内容

##### （1）奈良県広域水道企業団設立に伴う文言整理（第 1 2 条の改正規定）

水道事業管理者が廃止されることに伴い、文言の整理を行います。

##### （2）罰則規定の改正（第 5 3 条、第 5 4 条及び第 5 5 条の改正規定）

罰則の刑の種類について、「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

##### （3）引用法令の改正等に伴う文言の整理

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の改正による規定内容に準じ、文言等の整理を行います。

#### 2. 施行期日等

##### （1）施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 5 3 条、第 5 4 条及び第 5 5 条の改正規定については、令和 7 年 6 月 1 日から施行します。

##### （2）経過措置

この条例による改正後の斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例第 5 3 条、第 5 4 条及び第 5 5 条の規定は、この条例の施行の日以後にした行為の処罰について適用し、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によることとします。